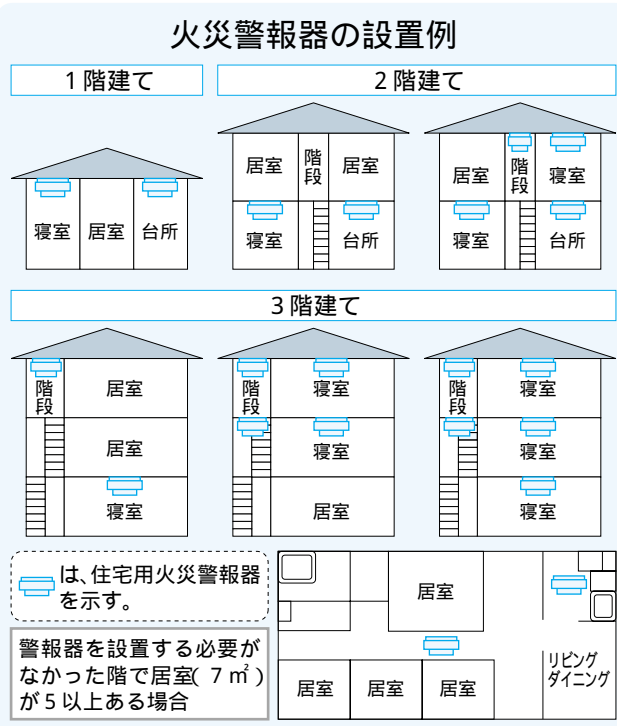


火災は、いかに早く気付くか

住宅用火災警報器の設置は1日も早く

市消防本部では、火災ゼロ、火災による死者ゼロを目指しています。そのために皆さんに普段からの火の用心はもちろん、自宅に「住宅用火災警報器」を設置し、「火を出さない」「すぐ気付いて、逃げ遅れない」という備えをお願いしています。

戸建住宅、アパート、マンションなどの住宅火災で亡くなった人のうち、6〜7割は「逃げ遅れ」によるものです。そのうちの4割以上が夜間に集中しており、早く火災の発生を知ることができれば、助かった人も多かったです。住宅用火災警報器は、火災による煙や熱をいち早く感知し、警報音や音声で知らせてくれます。警報器を設置する



ことで、万が一、火災が起きた場合でも、素早く避難できるようになり、住宅火災による死者を減らすことにつながります。

あなたの自宅にも、1日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

すべての住宅で設置が義務に

設置義務化の時期(消防法と市火災予防条例による)

新築住宅 平成18年6月1日から設置義務化済。

既存住宅 平成21年6月1日から設置義務化。

種類と設置場所

住宅用火災警報器は大きく分けて、煙を感知して火災の発生を警報音か音声で知らせる「煙式」と、熱を感知して知らせる「熱式」の2種類があります。寝室には「煙式」を設置し、寝室が2階以上にある場合には、その階の階段にも設置しなければなりません。台所には設置義務はありませんが、「熱式」を設置するように努めてください。

設置後の管理

業者による点検は必要ありません。普段から点検ボタンなどで自ら点検を行いましょ



不適正な訪問販売に注意を

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、全国的に訪問販売による不適正な販売が増えています。消防職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器のあっせんや販売を行うことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

う。電池式の警報器は、電池が切れるとピピッと音が鳴り、電池交換の時期を知らせてくれます。電池の交換は早めに行いましょう。

購入するには

お近くのホームセンター・家電量販店・防災機器を取り扱うお店などで購入できます。購入の際は、必ずNSマーク(日本消防検定協会鑑定基準合格品)が付いているものを選びましょう。

火災警報器が役立つ事例

近所の人が気付いた小学生が自分の部屋で花火に火を付け、警報器がその煙を感知。隣に住む人が警報音

に気付いて119番通報を行い、消防車が駆けつけたところ、子どもが火遊びと分かり、大事に至らずに済みました。眠っていたが

2階建て住宅の1階で火災が発生。家人は1階の寝室で就寝中でしたが、階段に取り付けてあった住宅用火災警報器の警報音に気付いて、急いで外へ避難しました。自宅は全焼してしまいましたが、家族は全員無事に避難することができました。

消防本部予防課 ☎(625)5500、中央消防署 ☎(625)5500、東消防署 ☎(663)0119、西消防署 ☎(647)0119、南消防署 ☎(653)0119